



イヌを活用した獣害対策のために

追い払い犬 マニュアル集の考え方と構成

Version 1.1.4 (2008-6-10)

兵庫県 森林動物研究センター



目次

1. このマニュアル集の基本的な考え方

2. このマニュアル集の構成

(付録) 兵庫県野生動物追い払い犬育成及び運用に関するガイドライン

1 このマニュアル集の基本的な考え方

このマニュアル集では、獣害にあわれている方が自らの手で田畑を守るための方法の一つとして、イヌを活用した追い払いの方法を提供します。

1.1 イヌを活用するメリット

イヌを活用するメリットは、人間にはないイヌの能力を利用して、獣害対策のなかで人間が不得意な部分を補助させることにあります。獣の存在を察知する嗅覚や、吠えて威嚇し、追跡や追い払いをする運動能力などは、獣害対策において有効に機能します。特に、過疎化・高齢化の進んだ地域においてはイヌのバイタリティーは、人手や活力の不足を補ってくれるでしょう。

1.2 イヌを活用する上で注意が必要な点

一方で、イヌは適切に管理と運用をしないと、被害対策の効果が出ないだけでなく、人の財産や生命に危害を及ぼすこともあります。狂犬病予防などの衛生管理はもとより、人に危害のないイヌを識別し、適切なしつけや訓練を行って、安全に活用することが必要です。イヌの選別や訓練と、その成果の確認のためのテストは、このマニュアル集のなかでも最も重要な部分です。

また、イヌは追い払い等を行う際に強力な道具になりますが、人間がきちんとイヌの行動を管理し、追い払い活動をサポートし、その成果を褒めてイヌのモチベーションを高めなければ、被害対策の効果を維持することはできません。そのための手法の習得や労力は必要です。そして、イヌだけを使えば、それで十分な被害対策ができるというわけではありません。防護柵や人による追い払いなど、他の方法との併用により効果が上がるものです。このような前提をふまえて、獣害が発生している場面に応じて、総合的な対策の中で適切にイヌを活用することができれば、必ず払った努力に相応する効果が得られるでしょう。

1.3 このマニュアル集が目指すもの

一人の飼い主と一頭のイヌが追い払える範囲も回数も限られています。被害あっている人それぞれが、必要な対策を講じていく必要があります。そういう考え方から、このマニュアルでは、被害を受けている人が自分自身の努力で行う対策の一環として行うことと、できるだけ多くの人になるべく低コストで行える技術を普及することを目的にしています。

このマニュアルに沿って試験的に実施した見たところ、実施者が4ヶ月の間に12回の講習会によってイヌの訓練技術を学び、1日10分程度の訓練を行うことで、飼い主の指示にしたがって活動

できるイヌに育成することが可能でした。既に適用可能なイヌを飼育されている方にとっては、取り組みやすい手法であると思います。

イヌを活用した被害対策は始まったばかりで、このマニュアルの内容も今後の事例を検証し改訂すべき部分も出てくるはずです。このマニュアルを参考にイヌを使った獣害対策に取り組む方には、それぞれの現場に応じた工夫が求められることと思います。その様な限界はありますが、このマニュアルが一つの方法論を提示することで、獣害対策に取り組む皆様が実施しようとする手法を検討するための材料としてお役に立てば幸いです。

2 このマニュアル集の構成

このマニュアル集では、実際に兵庫県香美町で実証研究として実施したモデル的な対策事業の経験をもとに作成しています。

兵庫県のケースでは、害獣対策にイヌを利用する場合には、各市町村の害獣対策担当者を中心にイヌの育成を行っており、兵庫県森林動物研究センターが技術的なサポートをする方針となっています。この活動の中で全体の流れを規定するのは、付録として本文の最後に掲載している「兵庫県野生動物追い払い犬育成ガイドライン」です。ガイドラインでは、イヌ育成の手順、県への指導要請、イヌ育成後の報告手続きなどの事務的な作業を規定しています。そのなかの、具体的な方法は次の各種のマニュアルの中で説明しています。

【各マニュアルの位置付け】

・追い払い犬 候補犬選定マニュアル

市町村の担当者向け書類。

農家が害獣対策を目的に新しいイヌを導入する際に、どのような犬種、個体を勧めるべきか。農家がすでに飼っているイヌを害獣対策犬として育成する際、人に危害を加えるおそれのあるイヌをどのような観点で排除すべきかなどについて説明している。

・追い払い犬 候補犬選定マニュアル

市町村の担当者向け書類。

農家が害獣対策を目的に新しいイヌを導入する際に、どのような犬種、個体を勧めるべきか。農家がすでに飼っているイヌを害獣対策犬として育成する際、人に危害を加えるおそれのあるイヌをどのような観点で排除すべきかなどについて説明している。

・追い払い犬 飼育管理マニュアル

害獣対策犬の候補となるイヌの飼主向け書類。

イヌの福祉的な飼育方法、基本的な飼育方法についての指導書。狂犬病予防注射の義務、定期的な健康診断の必要性などにもふれている。

・追い払い犬 自主訓練マニュアル

候補犬の飼主向け書類。

イヌの基本的な制御、人への安全性を高める訓練、害獣の追い払いで必要となる訓練などの手引き書。このマニュアルを元に、飼主は自宅で自主訓練を行うことでイヌのコントロール方法を学ぶ。

実際の訓練方法については、イヌの訓練士による指導（講習会または訓練所へのイヌの預け入れ）を平行して行なう。

・ 追い払い犬 服従訓練効果測定テストマニュアル

市町村の担当者向け書類。

一定の訓練期間を終えた候補犬について、訓練したことが身についているか否かを判断する方法について説明。これにより、訓練適性の無いイヌ、および訓練の持続的実施が困難な飼主については、イヌの活用を辞退してもらう。安全性の認められたイヌのみを運用するための手順を説明している。

・ 追い払い犬 実地訓練マニュアル

市町村の担当者向け書類。

基礎的な訓練が習得できたイヌについて、林野などの実際の運用に近い環境において、繫留を解いたより実践的な訓練を行なう。また、この訓練時のイヌと飼主の様子を評定することで、最終的に害獣対策犬として繫留を解いた利用を認めるか否かの判断をする。

・ 追い払い犬 運用マニュアル

正式に認定された害獣対策犬の飼主向け書類。

害獣から圃場を防衛するために、イヌをどのように用いたらよいかの手引き書。サル、イノシシ、シカ等の生態と、それに合わせたイヌの用い方を説明。

・ 追い払い犬 よくある質問とその回答（FAQ）

正式に認定された害獣対策犬の飼主向け書類。

イヌを放し、害獣対策に用いる際に起こりうる問題についての対策書。イヌが戻ってこない、イヌがへびに噛まれたなどの問題が発生した際に、どのような対策をとるべきかを示したもの。

(付録)**兵庫県野生動物追い払い犬育成及び運用に関するガイドライン**

平成 19 年 5 月 18 日制定

豊 第 1 1 7 6 号

農 林 水 産 部 長 通 知

1 趣旨

このガイドラインは、野生動物による農林業被害や生活被害の対策手法として、イヌを用いた追い払いを行う場合において、法令を遵守することはもちろん安全性の確保と高い追い払い効果が発揮されるよう、野生動物追い払い犬の育成及び運用を行うための基準を示すものである。

2 定義

このガイドラインにおいて「追い払い犬」とは、農林業被害や生活被害を防止するために、シカ、イノシシ、サル、クマなどの野生動物を追い払うために用いられるイヌのことをいう。

3 基本事項**(1) 法令の遵守**

追い払い犬の育成及び運用については「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」その他関連法令を遵守すること。

なお、本ガイドラインに基づかず野生動物の追い払いのために鎖等の繫留を解くこと及び本ガイドラインに基づいて行われる場合でも人の生命等に害を加える恐れがある場合は、動物愛護及び管理に関する条例第 12 条に抵触すると考えられるので十分に留意すること。

(2) 安全の確保

追い払い犬は、人の命令に従い人に対して危害を与えないよう、服従訓練を習得したイヌを用い、適正に管理できる体制において運用すること。

(3) 市町施策としての実施

市町は、追い払い犬の育成及び運用について自らの施策として実施し、個々の追い払い犬については市町が認定すること。

(4) 県の関与

県は、市町及び飼い主に対し、追い払い犬の育成及び運用に関する技術的指導及び関係法令遵守の指導を行ない、より安全で効果的な追い払い犬の育成・運用手法の開発に努めること。

(5) 自己責任の原則

追い払い犬による野生動物被害防除は、被害農家等が自ら飼育するイヌを用いて行う自衛手段であり、飼い主の自己責任において行われること。

4 追い払い犬の育成

追い払い犬の育成において市町が行うべき内容は以下のとおりとする。

(1) 地域の合意形成

追い払い犬を導入しようとする地域において、あらかじめ地域住民等を対象とした説明会を開催し、導入についての合意形成を図る。

(2) 飼い主に対するアンケート調査の実施

追い払い犬の候補犬の存在状況と取り組みの可能性を把握するため、飼い主に対する意向調査（参考様式 1）を行う。

(3) 候補犬の公募

追い払い犬の導入について合意形成に至った場合は、飼い主に対して訓練参加の公募を行う。公募に際しては、あらかじめ飼い主を対象とした説明会を開催し、訓練参加申込書（参考様式 2）を配布する。

(4) 候補犬の選定

参加申し込みのあったイヌの中から、別添「追い払い候補犬選定マニュアル」に基づき候補犬の選定を行う。また、より効率的な追い払い犬育成手法の開発のために別添の「追い払い犬適性予測テストマニュアル」に基づき候補犬の行動テストを行う。

なお、候補犬の選定及び行動テストについては森林動物研究センターと合同で行うものとする。

(5) 服従訓練の実施

ア 服従訓練の内容

候補犬については服従訓練を行い、以下の訓練項目を習得させる。

(ア) 脚側行進（つけ）

(イ) 犬座（すわれ）

(ウ) 伏臥（ふせ）

(エ) 停止（まで）

(オ) 招呼（こい）

イ 服従訓練の方法

服従訓練は、専門技術を有したイヌの訓練士による訓練及び飼い主による自主訓練とし、「預け入れ方式」、「講習会方式」または「預け入れ・講習会複合方式」によるものとする。

なお、既に同等の方式により服従訓練習得済みのイヌについてはこの限りではない。

また、飼い主が行う自主訓練は、別添「追い払い犬自主訓練マニュアル」によるものとする。

(ア) 「預け入れ方式」

警察犬訓練所などに候補犬を 3～4 ヶ月程度預け入れ、訓練内容を習得させるとともに、定期的に飼い主が訓練所を訪問し自宅等で行う自主訓練方法を習得する。

(イ) 「訓練講習会方式」

4 ヶ月程度の期間、月に 3 回程度飼い主と候補犬を参集し、訓練士を講師とした訓練講習会を開催することにより、候補犬に訓練内容を習得させるとともに、飼い主は自主訓練方法を習得する。

この場合、飼い主は自宅において毎日自主訓練を行う。

(ウ) 「預け入れ・講習会複合方式」

1～2 ヶ月程度の「預け入れ方式」と 2～3 ヶ月程度の「訓練講習会方式」を複合的に行い、両方式で概ね 4 ヶ月間の訓練期間を確保して実施する。

ウ 追い払い訓練

服従訓練期間中において、服従訓練の習得進捗の高いイヌについては、以下の追い払い訓練を追加して習得させるものとする。

(ア) 発声（ほえろ）

(イ) 方向変換（みろ）

(ウ) 前進（まえへ）

(エ) 笛を使った呼び戻し（招呼の応用）

(6) 服従訓練成果測定テスト

服従訓練を終了した候補犬については、別添「追い払い犬服従訓練成果測定テストマニュアル」に基づいて成果測定テストを行う。テスト評定については原則として 3 名で行うものとし、うち 1 名以上は森林動物研究センターの研究者あるいは森林動物専門員が行う。

(7) 追い払い実地訓練

服従訓練成果測定テストに合格した候補犬は、別添「追い払い犬実地訓練マニュアル」に基づき、実地訓練を行う。

(8) 追い払い犬の認定

実地訓練の結果、追い払い犬として問題がないことが認められた候補犬については、再度飼い主の意向を確認した上で追い払い犬として認定する。

認定に際しては、飼い主より「追い払い犬確認書」（参考様式 3）の提出を求めた上で、「追い払い犬認定書」（参考様式 4）を発行する。

5 追い払い犬の運用

追い払い犬の運用において、市町が行うべき内容は以下のとおりとする。

(1) 地域への周知

運用の開始に際しては、運用される地区に追い払い犬に関する看板（参考様式 5）などを設置し、地域住民等への周知を図る。

(2) 報告

追い払い犬の認定、取り消しを行った場合は、「野生動物追い払い犬認定状況報告書」（様式 1）を速やかに各県民局を経由し森林動物研究センターへ提出する。

(3) 定期的な服従テストの実施

追い払い犬の服従訓練習得状況を確認するために、原則として 6 ヶ月に 1 度「服従訓練成果測定テスト」を行うものとする。

(4) 認定の取り消し

以下の場合、認定を取り消すものとする。

ア 飼い主から、申し出のあった場合。

イ けが、高齢などにより追い払い犬に追い払い能力がなくなると認められる場合。

ウ 定期的な服従テストに合格しなかった場合。（訓練により習得度が改善された場合は再度認定できるものとする。）

オ 人に対して危害等を加えた場合又は加える恐れがあると判断された場合。

(5) 飼い主への指導

追い払い犬が安全かつ効果的に運用されるよう、飼い主に以下の内容を指導するものとする。

ア 法令の遵守

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」その他関連法令の遵守について説明を行い、法令に基づいた適切な運用が確保されるよう努めること。

イ 追い払い犬の飼育管理

付録 4

別添「追い払い犬飼育管理マニュアル」に基づいて、福祉的な飼育管理に努めること。

ウ 自主訓練の継続

安全性の確保と高い追い払い効果が持続されるよう、別添「追い払い犬自主訓練マニュアル」に基づいて、自宅等において自主訓練を継続して行うこと。

エ 追い払い犬の運用

「追い払い犬認定書」に記載された条件を遵守するとともに、別添の「追い払い犬運用マニュアル」及び「よくある質問とその回答（FAQ）」を参考に、効果的かつ適正に運用すること。

オ 事故発生時の対応

万が一、追い払い犬が人の生命もしくは身体に害を加えたときは、動物愛護及び管理に関する条例第 15 条に基づき、直ちにその旨を県へ報告すること。

6 その他

市町又は団体等が飼育するイヌを用いて野生動物追い払い犬の育成及び運用に取り組む場合は、飼育管理担当者を決めた上で、本ガイドラインに準じて行うものとする。

附則

このガイドラインは、平成 19 年 5 月 18 日から施行する。

(参考様式1)

〇〇市町 野生動物追い払い犬 飼い主意向調査

〇〇市・町

本市・町においては、野生動物による農林業被害や生活被害の対策手法として、イヌを用いた追い払いを検討しております。

つきましては、飼い主の皆様にはイヌの飼育状況や、野生動物追い払い犬についてのご意見をいただきたいと考えておりますので、以下の項目にご記入または○をつけてください。〇月〇日まで〇〇まで提出いただくようお願いいたします。

問い1 あなたの住所とお名前を記入してください。

住所 _____

氏名 _____

問い2 あなたが飼っているイヌについてお答えください。

1) イヌを何匹飼っていますか。

1匹 2匹 3匹 それ以上

2) 飼っているイヌの大きさ、種類、年齢を教えてください。

大きさ			種類	年齢	
大	中	小	()	(才	ヶ月)
大	中	小	()	(才	ヶ月)
大	中	小	()	(才	ヶ月)

*参考 体重：小 3~7kg 中 7~20kg 大 20kg 以上

3) イヌの散歩をしているのは誰ですか。

①世帯主 ②世帯主の妻 ③世帯主の父 ④世帯主の母 ⑤世帯主の子
⑥その他 ()

4) イヌに餌をやっているのは誰ですか。

①世帯主 ②世帯主の妻 ③世帯主の父 ④世帯主の母 ⑤世帯主の子
⑥その他 ()

問い3 イヌを用いた野生動物の追い払いについてお答えください。

1) サル等の追い払いにあなたの飼い犬を使用しても良いと思いますか。

はい いいえ

2) イヌをサルなどの追い払いに使用した場合、効果があると思いますか。

はい いいえ

3) 飼い犬を放してサルなどの追い払いをすることについてどう思われますか。

かまわない やめてほしい わからない

4) もし飼い犬を放すならば、どんな対策をとって欲しいですか。

()

付録 6

問い4 問い3 1) ではいと答えた方のみ記入してください。

1) 月に3回程度、約4ヶ月間の訓練が必要となりますが、参加する気持ちはありますか。

はい いいえ

2) 訓練に参加する日はいつが都合が良いですか。

①平日 ②土日 ③その他 ()

3) 訓練期間中、毎日自宅で10分程度の簡単な訓練を必要としますが可能ですか。

はい いいえ

4) 訓練に参加できるのは誰ですか。

①世帯主 ②世帯主の妻 ③世帯主の父 ④世帯主の母 ⑤世帯主の子
⑥その他 ()

5) 訓練に要する費用は、いくらぐらいまでなら負担できますか。

①1万円まで ②1万～2万円 ③2万～3万円 ④3万～5万円
④負担が必要なら参加しない

6) 自分の飼い犬で追い払いの出来る範囲はどこまでですか

①地区内 ②近所の畑 ③自分の畑 ④地区外でも可能

7) 飼い犬を追い払いに使用可能な日はいつですか。

①ほぼ毎日 ②土日のみ ③平日のみ ④その他 ()

問い5 自分の農地で、サルなど野生動物の被害をよく受ける農地がありますか。

①ある (家からの距離 : (1)50m以内 (2)50～100m (3)100m～200m (4)200m以上)
②ない

ご協力ありがとうございました。

注 : 以上は講習会方式の場合であり、預入れ方式、預け入れ・講習会複合方式の場合は問い4 について下記のとおりとする。

(預け入れ方式)

問い4 問い3 1) ではいと答えた方のみ記入してください。

1) 約4ヶ月間、飼い犬を訓練所へ預け入れ、あなたかあなたの家族も数回通っていただく必要がありますが、参加する気持ちはありますか。

はい いいえ

2) 訓練終了後も、毎日自宅で10分程度の簡単な訓練を必要としますが可能ですか。

はい いいえ

3) 主に訓練を行うのは誰になりますか。

①世帯主 ②世帯主の妻 ③世帯主の父 ④世帯主の母 ⑤世帯主の子
⑥その他 ()

(預け入れ・講習会複合方式)

問い4 問い3 1) ではいと答えた方のみ記入してください。

1) 約〇ヶ月間、飼い犬を訓練所へ預け入れ、あなたかあなたの家族も数回通っていただき、さらに月に3回程度、約〇ヶ月間の訓練講習会への参加が必要となりますが、参加する気持ちはありますか。

はい いいえ

2) 訓練講習会に参加する日はいつが都合が良いですか。

①平日 ②土日 ③その他 ()

3) 自宅での訓練期間中、毎日自宅で10分程度の簡単な訓練を必要としますが可能ですか。

はい いいえ

4) 訓練に参加できるのは誰ですか。

①世帯主 ②世帯主の妻 ③世帯主の父 ④世帯主の母 ⑤世帯主の子
⑥その他 ()

(参考様式2)

〇〇市町 野生動物追い払い犬訓練申込書

野生動物追い払い犬育成訓練に参加いたしますので、下記について報告します。

飼い主の方について

お名前 : _____

性別 : 男性 女性

年齢 : ____才

住所 : _____

電話番号 : _____ (昼間連絡をとることの出来る電話番号。携帯も可。)

主に訓練に参加する方の名前 _____

訓練に参加するイヌについて

名前 : _____

生年月 : 平成 ____年 ____月 (分かる範囲で記入ください)

性別 : オス ・ メス

去勢・避妊の有無 : している ・ していない

犬種 : _____

以前に人を噛んでけがをさせたことが : ある ・ ない

(じゃれて人の手をくわえる行動は「噛んだことがある」に含めない。)

(講習会方式及び複合方式の場合のみ)

訓練講習会の日程について

訓練に参加できない曜日があれば○をつけてください (複数選択可)。

月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日

申し込みありがとうございました。

訓練に参加いただけるかどうかについてはイヌを見せていただいた上で後日ご連絡いたします。

〇〇市町〇〇課

担当者名 :

連絡先 :

F A X :

(参考様式3)

〇〇市・町 野生動物追い払い犬確認書

私は野生動物の追い払いにイヌを用いる場合、以下の事項を遵守いたします。

1 イヌの利用方法

- (1) 用いるイヌは〇〇市町から認定を受けた個体に限定します。
- (2) イヌの繋留を解く場所は、〇〇市町内に限定します。
- (3) イヌの繋留を解くことは、害獣防除を目的として直接害獣を追わせる場合に限定し、常時放し飼いはしません。
- (4) イヌの繋留を解く際は、周囲に注意し、子供や高齢者が近くにいる場合には、繋留の解除を知らせるか、イヌの利用を控えます。
- (5) 万が一の事故発生に備え、損害賠償保険に加入します。
- (6) イヌには追い払い犬であることを示す印を着用させます。
- (7) イヌを解放した際には、回収するまで作業を中断しません。

2 日常のイヌの管理

- (1) 狂犬病予防法に規定するイヌの登録及び観察の装着を行う等関係法令を遵守します。
- (2) 定期的に寄生虫の駆除薬を投与し、感染症の予防ワクチンを接種させ、防疫に努めます。
- (3) 基本的な服従訓練を継続します。
- (4) イヌの福祉的な管理に努めます。

3 報告の義務

- (1) 認定されたイヌを害獣防除に用いることを止める際には、必ず報告します。
- (2) 害獣の防除時に生じた事故は、事故の大小に関わらず報告します。
- (3) 追い払いの活動記録などの提出を求められた際には、可能な範囲で協力します。

4 事故に対する責任

- (1) 害獣の追い払い時に生じた事故は、すべて飼い主個人の責任において対応します。

5 認定を受けるイヌについての確認事項

- (1) イヌの名前： _____
- (2) 性別： オス ・ メス
- (3) 生年月日： 平成 年 月
- (4) 狂犬病のワクチンを1年以内に摂取している はい ・ いいえ
- (5) 攻撃性に由来した噛み（あま噛みを含まない）で人に危害を加えたことがない
ない ・ ある

〇〇市町長様

以上の内容を遵守することを確約します。

また、認定を受けるイヌについての確認事項については相違ありません。

平成 年 月 日

住所： _____

飼い主： _____ (印)

(参考様式 4)

〇〇市町 野生動物追い払い犬 認定書

平成 年 月 日

〇〇〇〇様

〇〇市町長 (印)

あなたの飼育しているイヌを〇〇市町野生動物追い払い犬として認定します。

飼い主

住 所 : _____

飼い主名 : _____

認定するイヌ

イヌの名前 : _____

性 別 : オス ・ メス

生 年 月 : 平成 年 月

なお、イヌの利用については、以下の項目を遵守することを条件とする。

1 イヌの利用方法

- (1) 用いるイヌは〇〇市町から認定を受けた個体に限定すること。
- (2) イヌの繫留を解く場所は、〇〇市町内に限定すること。
- (3) イヌの繫留を解くことは、害獣防除を目的として直接害獣を追わせる場合に限定し、常時放し飼いをすることを認めるものではない点を理解すること。
- (4) イヌの繫留を解く際には、周囲に注意し、子供や高齢者が近くにいる場合には、繫留の解除を知らせるか、イヌの利用を控えること。
- (5) 飼い主は、万が一の事故発生に備え、所定の保険に加入すること。
- (6) イヌには追い払い犬であることを示す印を着用させること。
- (7) イヌを解放した際には、回収するまで作業を中断しないこと。

2 日常のイヌの管理

- (1) 狂犬病予防法に規定するイヌの登録及び観察の装着を行う等関係法令を遵守すること。
- (2) 定期的に寄生虫の駆除薬を投与し、感染症の予防ワクチンを接種させ、防疫に努めること。
- (3) 基本的な服従訓練を継続すること。
- (4) イヌの福祉的な管理に努めること

3 報告の義務

- (1) 認定されたイヌを害獣防除に用いることを止める際には、必ず報告すること。
- (2) 害獣の防除時に生じた事故は、事故の大小に関わらず報告すること。
- (3) 追い払いの活動記録などの提出を求められた際には、可能な範囲で協力すること。

4 事故に対する責任

- (1) 害獣の追い払い時に生じた事故は、すべて飼い主個人の責任において対応すること。

(参考様式5)

「野生動物追い払い犬のお知らせ」

この付近でイヌを使った野生動物の追い払いを実施しております。


追い払い犬は目印の〇〇をつけています。

このイヌは訓練を受けており、人に襲いかかることはありません。

もしイヌを見かけた場合は無視するようにしてください。

〇〇市役所〇〇課

連絡先



イヌの写真

*この参考様式は立て看板として掲示することを想定している。

イヌを活用した害獣対策のために

追い払い犬 マニュアル集の考え方と構成

Version: 1.1.4

Type set: 2008-6-10, 11:43 A.M.

作成：平成 17～19 年度 農林水産研究高度化事業成果

改訂：平成 20 年度～ 兵庫県森林動物研究センター研究事業

発行者：兵庫県 森林動物研究センター

著者：坂田宏志・稲葉一明・石川圭介

〒669-3842 兵庫県丹波市青垣町沢野 940

電話：0795-80-5500

FAX：0795-80-5506

<http://www.wmi-hyogo.jp/>

本文書は平成 17～19 年度の先端技術を活用した農林水産研究高度化事業「獣害回避のための難馴化忌避技術と生息適地への誘導手法の開発」から研究費を得て作成された。

この文書は「Creative Commons 表示-非営利 2.1 日本 (<http://creativecommons.org/licenses/by-nc/2.1/jp/>)」のライセンスで公開されています。